

三鷹市立学校体育館空調設備（冷房機能） 利用ガイドライン

令和3年7月30日施行

令和4年6月1日改正

令和4年9月1日改正

令和6年4月24日改正

学校体育施設開放において、三鷹市立学校体育館に設置されている空調設備を利用する場合には、次に定めるガイドラインをお守りくださいますようお願いいたします。

なお、熱中症対策が目的のため、暖房機能はご利用になれません。

1 利用できる期間

通年利用可

2 利用基準

次の基準を満たした場合に、空調設備（冷房機能）を利用できることとします。

項 目	基 準
暑さ指数 (WBGT)	施設使用時の暑さ指数 (WBGT) が <u>25 (警戒) 以上</u>
暑さ指数 (WBGT) の測定方法	受付（管理棟、用務室又は警備室など）にて貸し出す「黒球式熱中症指数計『熱中アラーム』」を用いて、体育館の暑さ指数を測定してください。

3 利用手順

上記2の基準を満たし、空調設備の利用を希望する場合には、次の手順により利用してください。

- (1) 暑さ指数を測定後、施設使用受付時に記入する学校開放日誌の【空調設備の使用】欄の「あり」を○で囲み、【暑さ指数 (WBGT) の確認】欄に測定時間・測定値を記入してください（使用途中で基準を満たした場合には、学校開放日誌への記入は使用後でも結構です。忘れずに記入してください。）。
- (2) 学校管理受付員（又は管理人）に空調使用を希望する旨、申し出てください。
- (3) 学校ごとに使用方法が異なるため、使用に当たっては、学校管理受付員（又は管理人）の指示に従ってください。

4 順守事項

- (1) 三鷹市は、三鷹市環境方針を定め、「持続可能な開発目標＝SDGs」の理念を認識し、環境に配慮した活動を進めています。このことを踏まえて、省エネルギーの観点から、28℃を目安とした温度設定のほか、暑さ指数が下がった場合には空調を停止するなど、適切な使用方法のもとご利用ください。
- (2) 空調設備を含む学校体育館は、児童・生徒のための大切な施設・設備です。長期的な施設の保全のため、施設を使用される皆様のご協力をお願いいたします。